

高知県検討のたたき台(事務局提案)

条例(法律規定事項)	公文書管理規則(本県独自規定)
<p>(移管又は廃棄) 第〇条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第〇条第5項の規定による定めに基づき、公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。</p>	<p>第〇条第5項(整理の条、再掲、抜粋) 実施機関は、公文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては公文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。</p>
<p>2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を公文書館に移管し、又は廃棄しようとするときは、<u>知事が規則で定めるところにより</u>、知事に協議しなければならない。</p>	<p>(保存期間満了時の措置の知事協議)(本県独自規定) 第〇条 条例第〇条第2項の協議は、公文書ファイル管理簿により、公文書ファイル等を公文書館に移管し、又は廃棄する60日以上前に協議しなければならない。</p>
<p>※協議終了後、知事(公文書館長)は、各実施機関の廃棄する公文書ファイル等を取りまとめ、なお、(第三者委員会)に歴史公文書等に該当するかどうか意見を聴くものとする(条例の第三者委員会の条項に規定)。</p>	
<p>3 知事は、前項の規定により協議された公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認める場合には、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該公文書ファイル等について、公文書館に移管し、又は新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。</p>	<p>(本県独自規定) 知事(公文書館長)は、実施機関に対し、公文書ファイル等を廃棄の措置をとらないように求めることができる。 協議後の知事(公文書館長)による第三者委員会への諮問において、歴史公文書等該当答申が出た場合に行われることを想定する。</p>
<p>4 実施機関は、第1項又は前項の規定により公文書館に移管する公文書ファイル等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>	
<p>(公文書管理事務の委任) 第〇条 知事は、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、<u>規則で定めるところにより</u>、この条例に規定する知事の権限に属する事務の一部を公文書館長に委任することができる。</p>	<p>(委任)(本県独自規定) 第〇条 条例第〇条の規定に基づき、次に掲げる事務を公文書館長に委任する。 (1) 条例第〇条第2項に規定する知事の権限に属する事務(同項の規則を定める事務及び実施機関としての知事の事務を除き、第〇条第〇号の規定に基づく(第三者委員会)への諮問を含む。) (2) 条例第〇条第3項に規定する知事の権限に属する事務(実施機関としての知事の事務を除く。)</p>

本来、知事は、地方自治法第153条第1項に基づき、規則によることなく、知事の権限に属する事務の一部を公文書館長に委任することができるが、条例で第三者委員会の諮問を要する規則へ委任することにより、この委任を解除する場合も第三者委員会への諮問を要することになり、公文書館長の権限は、実施機関としての知事からも独立性が確保される。

移管・廃棄に関する規定は、平成32年度以降に作成又は取得した文書について適用するが、平成31年度以前に作成又は取得した文書についても、平成32年度以降に作成する文書に準じて、公文書館に移管又は廃棄する。ただし、平成31年度以前文書は、公文書ファイル管理簿による公表が行われていないため、廃棄する際には、廃棄公文書ファイルの一覧を公表するものとする。

公文書の移管及び廃棄規定における法及び5都県との比較

	措置の種類	廃棄における実施機関の義務	内閣総理大臣/知事(公文書館長)権限	利用制限をすべき旨の意見
高知県 検討のたたき台 (事務局提案)	公文書館に移管/廃棄	移管時も含む知事への協議(協議終了後、知事は協議内容を取りまとめ、第三者委員会に諮問。) 条例施行前文書は、廃棄文書一覧を公表。	協議を受けて意見を述べること。 廃棄の措置をとらないことの求め(廃棄時)	○
公文書管理法	国立公文書館等に移管/廃棄	内閣総理大臣への協議及び同意を得ること	廃棄に同意しない権限 廃棄の措置をとらないことの求め(常時)	○
東京都	公文書館長への引継ぎ/廃棄	公文書館長から引継ぎを求められたときに、特別の理由がある場合を除き、応ずべきこと	公文書館への引継ぎの求め(常時)	×
鳥取県	公文書館へ引継ぎ/廃棄	(事務所備付け及びインターネットによる廃棄文書の公表) (条例義務ではなく、ガイドラインにおいて定める。) 公文書館長協議	協議を受けて意見を述べること。	○
島根県	公文書センター保存/廃棄	条例上は、特になし		○
香川県	文書館に移管/廃棄	知事報告	文書館への移管の求め(廃棄時)	○
熊本県	知事に移管/廃棄	歴史公文書等に該当するか第三者委員会に諮問		○